

## 幼児教育・保育無償化に伴う保育園での副食費の取り扱いについて

給食費のうち副食費（おかず・おやつ代）の取扱いは、これまで保育料の一部として、保護者の方に負担していただいていた。

10月からの幼児教育・保育無償化により副食費については、3歳～5歳児クラスの児童は保育園が実費徴収することと示されました。町としてはこの考え方を基本とし、つぎのように取り扱います。

### 【町内保育園へ入園されている方へ】

町内保育園では、3歳～5歳児クラスの児童の副食費に係る実費徴収は行わないことと決定しました。町ではこれを受けて副食費相当額を保育園に補助する予定です。

### 【町外保育園へ入園されている方へ】

副食費の金額、支払い方法などは、利用する保育施設により異なりますので、ご利用されている施設へ直接ご確認をお願いします。なお、副食費については、4,500円を上限に町から保育施設へ補助する予定です。

\* 3号認定（0歳から2歳の保育認定）の副食費は、引き続き保育料に含まれます。

\* 年収360万円未満相当の世帯の子供と、第3子以降の子供の副食費は、免除となります。

## 10月・11月は里親月間です

都内には、親の病気や虐待など様々な事情により、親元で暮らせない子供が約4,000人います。そのような子供を自らの家庭に迎え入れ、育てるのが「里親」です。

東京都では、「里親」の中でも、養子縁組を目的とせずに子供を育てている家庭を、養育家庭（ほっとファミリー）と呼び、一人でも多くの子供がほっとファミリーのもとで育つよう制度周知に努めています。

### 「養育家庭（ほっとファミリー）体験発表会」のお知らせ

町では、東京都と協力し、養育家庭（ほっとファミリー）体験発表会を開催します。養育家庭さんから直接、里子を育てていく上での悩みや苦労、子供が少しずつ家庭に馴染んでいく様子や、子育ての喜びなど実体験のお話を聞くことができます。

養育家庭制度に興味がある方はもちろんのこと、現在、子育て中の方、福祉に興味のある方などひとりでも多くの方のご参加をお待ちしています。

〔日 時〕 11月8日（金）午後2時～4時

〔会 場〕 子ども家庭支援センター・きこりん

### 子ども・子育て支援推進事業

11月は子ども・子育て支援推進事業の支払い月です

来月11月は、前期分の支払い月になります。交付要件（税金の滞納をしていないことなど）を満たしていないと助成を受けることができません。納め忘れないようご注意ください。また、請求書の提出が必要な事業がありますのでご確認ください。

\* 請求書の提出は10月10日（木）まで

### 児童手当・児童育成手当

【10月期支払い】

10月は、各手当の6月分～9月分の支払い月です。

10月15日（火）に指定の口座へ振り込みますので、ご確認ください。

※このページの内容の問い合わせは、  
子ども家庭支援センター

☎ 85-2611